

# 建設工事における最低制限価格・低入札価格調査基準額算出について (平成23年4月1日適用)

横手市が発注する建設工事において、最低制限価格または低入札価格調査基準額を設定する際の端数処理の取り扱いを次のとおり変更します。

**変更内容：最低制限価格・低入札価格調査基準額（税抜き）を千円未満切捨てとする。**

## 【変更前】

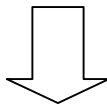
直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%により算出した額（税抜き）で、

**1000分の1位以下に端数がある場合は、それを切り捨てた金額**

例) 算出額 12,368,750円 → 最低制限価格 12,300,000円

ただし、

- ①算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の9を超える場合は、予定価格（税抜き）に10分の9を乗じて得た額の1000分の1位以下を切捨てた額
- ②算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の7を下回る場合は、予定価格（税抜き）に10分の7を乗じて得た額の1000分の1位以下に端数がある場合は1000分の1位以下を切捨て後、1000分の1位に1を加えた額（1000分の1位以下に端数が無い場合はその額）



## 【変更後】

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%により算出した額（税抜き）で、

**千円未満に端数がある場合は、それを切り捨てた金額**

例) 算出額（税抜き） 12,368,750円 → 最低制限価格 12,368,000円

↑算出額（税抜き）が、予定価格（税抜き）の10分の7から10分の9の間の場合は上記のとおり

ただし、

- ①算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の9を超える場合は、予定価格（税抜き）に10分の9を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額
- ②算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の7を下回る場合は、予定価格（税抜き）に10分の7を乗じて得た額の千円未満を切り上げた額（千円の位以下に端数が無い場合は10分の7を乗じて得た額）

**※なお、本見直しの適用は、平成23年4月1日以降に公表する案件からとなります。**

**低入札価格調査における自動失格基準額（税抜き）の算出方法については変更ありません。**

算出方法

設計額の直接工事費90%、共通仮設費90%、現場管理費70%、一般管理費30%のいずれかを下回った時（1円未満切り上げ）、または入札額が、それぞれ算出額の合計を下回ったとき。（1円未満切り上げをした算出額の合計）